

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	5	開封日	平成29年5月15日
ご 意 見			
<p>①市報は月に1回で良いです。1日、15日は必要ないです。 月に1回、1日に発行したら良いです。</p> <p>②税金の取りたてが早すぎる。1カ月遅れてももう督促状が届く。</p>			
回 答			
<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>①、②のご意見につきまして、各担当課から回答させていただきます。</p> <p>① 広報紙発行を「月2回から月1回へ」との御提案について企画課からお答えいたします。</p> <p>現在、熊本県内14市のうち、本市と水俣市を除く12市が月1回の発行となっています。また、広報紙以外にもホームページやSNS（フェイスブックなど）といったネットやテレビなどの情報発信手段が増えている状況など、様々な広報活動の環境変化がございます。</p> <p>広報紙は市民の皆さんに根づいた大切な情報提供手段であり、市内各町内の皆さんにご協力いただいて配布するなど、多くの方々のお力添えをいただいております。今後は、そうした皆さんの御意見を伺い、よりふさわしい広報紙の発行回数について検討してまいります。</p> <p>これからも広報ひとよしを御愛読のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>② 税の督促状について、納税課からお答えいたします。</p> <p>「納期後1か月後には、督促状が届き、早すぎる」とのお申し出でございますが、これは地方税法に「納期後20日以内に督促状を発送しなければならない」と定められておまして、本市では法令を順守し、納期後20日(20日が休みの場合は、前開庁日)に、督促状を発送しているところでございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、納付期日に納め忘れがないように、口座振替も御利用できますので御検討いただき、御活用いただければ幸いです。</p> <p>また、様々な理由で納期内納付が困難な場合は、納税課にて納税相談も承っております。</p> <p>今後とも、税負担の公平性を御理解いただき、納期内納税の御協力をお願い申し上げます。</p>			